

令和3年度(2021年度)
港区食品衛生監視指導の実施結果

令和4年(2022年)6月
港区みなと保健所

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導の実施結果の概要

港区では食品衛生法等に基づき「令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導の実施結果」を作成しました。その概要は以下のとおりです。

1 食品衛生法に基づく監視指導件数

38,509軒の食品取扱施設に延べ10,207件の立入検査を実施しました。また港区内に本社が存在する食品の輸入販売者、食品製造者等に対しては、取扱い食品等に関して食品衛生法に基づき報告を求め、指導しました。

2 食品表示法に基づく監視件数

区内食品取扱事業所へ収去検査等で立ち入った際、食品表示法に基づき3,532件の監視を行いました。また、港区内に本社が存在する食品取扱事業者に対して、収去検査結果等をふまえ、必要に応じて食品表示法に基づき指導しました。

3 食品の収去検査

港区内に流通する食品を中心に26検体の食品を収去し、細菌検査や化学検査を実施しました。そのうち、細菌検査の結果、不適合と判断した食品はありませんでした。

4 食中毒調査

港区内では8件、患者数42人の食中毒事件が発生しました。原因物質はアニサキスによるものが4件、セレウス菌、黄色ブドウ球菌、ウエルシュ菌、化学物質(次亜塩素酸ナトリウム)によるものがそれぞれ1件発生しました。また、調査を実施したものの食中毒と断定できなかった事例は15件で、16人を対象に調査しました。

5 不利益処分

食中毒の原因となった施設や食品衛生法に違反する食品の輸入販売者に対し、営業停止や違反食品の販売禁止等の不利益処分を8件行いました。また、不利益処分は行わなかったものの、違反食品等として、輸入販売者や食品製造者等を調査指導した件数は83件でした。

6 食品等の自主回収

異物混入や消費期限の誤表示等の理由で、食品の輸入・販売業者から15件の自主回収の報告を受けました。また、健康被害を発生させることはないものの、製品に不適切な点があったとして自主回収の報告があった件数は5件でした。

7 食品等に関する苦情・相談

食品への異物混入や、食品取扱施設の衛生状態等に関して164件の苦情を受け付けました。また、食品取扱事業者からは営業許可や表示の方法、食品添加物の使用方法等について、37,237件の相談が寄せられました。

8 食品衛生普及啓発事業

食品取扱事業者を対象に食品衛生講習会等を10回開催し、518人にご参加いただきました。また、広報みなとやケーブルテレビ、各種イベント等を通じ食品衛生情報を提供しました。

9 調理師・製菓衛生師免許

調理師、製菓衛生師免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等において、申請者と東京都との間をつなぐ経由事務を行いました。

また、東京都の調理師免許試験及び製菓衛生師試験の願書を配布しました。

令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導の実施結果

港区では令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導計画に基づき、食品等に起因する危害の発生を防止し、区民の食生活の安全・安心を確保するため、さまざまな事業を実施しました。

この度、その実施結果をまとめたのでお知らせします。

1 監視指導件数

飲食店、食品販売店、食品製造施設等、計38,509軒の施設に延べ10,207件の立入検査を実施し、食中毒の予防をはじめ、不正な添加物使用等の違反食品や異物混入等の発生の防止に重点を置いて、施設のHACCP^{※1}に沿った衛生管理について監視指導を行いました。

※1 食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程の中で、それらが危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

(1)食品衛生法に規定する営業^{※2}(詳細は別表1及び2)

	施設数	許可件数		廃業	監視指導件数
		新規	更新		
令和3年度総数	19,835	3,443	290	6,423	9,357
改正後食品衛生法第55条に規定する営業	2,767	2,845	-	78	5,687
改正前食品衛生法第52条に規定する営業	17,068	598	290	6,345	3,670

※2 令和3年6月1日より改正食品衛生法による許可届出制度が施行されました。なお施行日以前に許可を受けた施設は、令和元年政令第123号附則第2条の規定により有効期間満了日まで営業することができます。

(2)食品製造業等取締条例^{※3}に規定する営業

	施設数	許可件数		廃業	監視指導件数
		新規	更新		
令和3年度総数	-	22	-	2,426	78

※3 東京都製造業取締条例は、改正食品衛生法による営業許可制度の施行に合わせ、令和3年5月31日で終了しています。

(3)東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業

	施設数	認証・届出件数	廃止数	監視指導件数
令和3年度総数	1,131	185	215	115
ふぐ取扱所	433	46	71	84
ふぐ加工製品取扱所	698	139	144	31

(4)届出営業施設等^{※4}(詳細は別表3)

	施設数	新規報告数	廃業数	監視指導件数
令和3年度総数	4,055	4,143	4,370	656
改正食品衛生法第57条の規定による届出施設	3,999	4,140	141	653
港区食品衛生法施行細則に規定する営業	65	12	4,229	14

^{※4}改正食品衛生法第57条による届出制度は、令和3年6月1日より施行されました。これに合わせて港区食品衛生法施行細則に規定する報告を要する営業の一部は令和3年5月31日で終了しています。

(5)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

	食鳥処理場認定小規模施設		届出食肉販売業施設	
	施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数
令和3年度総数	11	1	1	—

(6)港区かきの取扱い方法等に関する要綱^{※5}による生食用かき取扱いの届出

	届出件数
令和3年度総数	43

^{※5}港区かきの取扱い方法等に関する要綱は、令和3年5月31日で終了しました。計上した数値は終了時点のものです。

(7)生食用食肉取扱施設(港区食品衛生法施行細則に規定する営業の再掲)

	施設数	新規報告数	廃業数	監視指導件数
令和3年度総数	65	12	11	14
飲食店営業	64	12	11	14
食肉販売業	1	—	—	—

2 食品表示法に基づく監視件数

食品表示法に基づき、計3,532件の監視を行いました。アレルギー物質及び添加物の表示適正化に重点を置き、収去検査結果等をふまえ指導しました。

		監視件数
令和3年度総数		3,532
加工食品		2,892
生鮮食品	農産物	161
	畜産物	237
	水産物	143
食品添加物		99

3 食品等の収去^{※6}検査

26検体の食品を収去し、細菌検査及び化学検査を実施しました。検査の結果、東京都の一斉収去検査成績に基づく措置等に不適合な食品については、再収去や立入調査等により食品の取扱い状況を確認し、営業者に対し食品の衛生的な取扱いを行うよう指導しました。食品の製造所が区外にある場合は、製造所を所管する自治体に検査結果を連絡し、衛生指導を依頼しました。

※6食品衛生法第28条第1項及び食品表示法第8条第1項に基づいて実施する食品等の検査です。食品衛生監視員は、必要に応じて食品等事業者から試験に必要な量の食品等が無償で収去することができます。

食品等の収去検査結果

	収去品目	検査種別	検体数		法違反		不良・不適正		違反・不良等の内容
				輸入品(再掲)		輸入品(再掲)		輸入品(再掲)	
令和3年度総数			26	8	—	—	—	—	
5月	地方物産品	細菌	4	—	—	—	—	—	
		化学	4	—	—	—	—	—	
6月	輸入食品	化学	8	8	—	—	—	—	
8月	ヒスタミン	化学	4	—	—	—	—	—	
12月	食肉製品	細菌	4	—	—	—	—	—	
		化学	2	—	—	—	—	—	

4 食中毒調査

食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設や原因食品等を究明するために細菌・ウイルス検査及び疫学調査等を実施し、事故の拡大防止を図るとともに、原因施設に対して再発防止のための衛生指導を行いました。また、原因施設に対し営業停止等の不利益処分を行った場合は、港区公式ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板でその事実を公表しました。

区外に原因施設があっても、区内に関連施設がある場合並びに原因施設を利用した区民、在勤・在学者及び患者が区内にいる場合は、食中毒関連調査として検便等を含む疫学調査を行いました。

(1) 港区内で発生した食中毒事件

No.	発生日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質
1	3月31日	飲食店(すし)	1	会席料理 (鮮魚介類を含む)	アニサキス
2	4月13日	飲食店(一般)	2	酒類等	化学物質 (次亜塩素酸ナトリウム)
3	7月28日	飲食店(一般)	2	会席料理	セレウス菌
4	8月15日	飲食店(一般)	29	仕出し弁当	ウエルシュ菌
5	8月26日	飲食店(一般)	1	会席料理 (鮮魚介類を含む)	アニサキス
6	8月28日	飲食店(自動車)	5	サンドイッチ	黄色ブドウ球菌
7	10月29日	飲食店(一般)	1	会席料理 (鮮魚介類を含む)	アニサキス
8	1月19日	飲食店(一般)	1	会席料理 (鮮魚介類を含む)	アニサキス
計			42		

(2) 調査を実施したが食中毒と断定するに至らなかった事件

区分	総数
調査件数	15
被調査人数	16

(3)食中毒関連調査

区 分	総 数
調査件数	63
被調査施設数	48
被調査人数	37

(4)全都における食中毒発生件数及び患者数(参考)

	件 数	患 者 数
令和3年	83	610
令和2年	114	3,359
令和元年	119	865
平成30年	185	1,917
平成29年	132	2,628

(5)保菌者検索事業^{※7}

	調査件数	被調査人数
令和3年度総数	8	7

※7腸管出血性大腸菌及びサルモネラに関し、食品取扱従事者の無症状病原体保有者の調査及び散発患者の発生動向の調査を実施し、食中毒の未然防止並びに早期発見及び発生原因の究明を目的として実施しています。

5 不利益処分

食中毒が発生した場合、原因施設に対して営業停止等の措置を行い、事故の拡大防止を図りました。また、食品衛生法に違反する食品を発見した場合、原因や流通経路等を調査し、当該食品の販売禁止等を措置し違反食品の排除を図りました。これらの不利益処分を行った場合、港区公式ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板でその事実を公表しました。

(1)港区が行った食品衛生不利益処分

No.	処分 月日	業種	処分内容	食品衛生法 違反条項	違反内容	違反食品
1	4月9日	飲食店営業 ※8	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	令和3年3月30日に調理し、提供されたコース料理 (鮮魚介類を含む)
2	4月22日	飲食店営業 ※8	営業停止、 取扱改善命令	第6条第2号及 び第50条の2 第2項	食中毒患者の発生 (次亜塩素酸ナトリウム)	令和3年4月13日に提供された次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする漂白剤入りの酒類等
3	8月4日	飲食店営業 ※8	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (セレウス菌)	令和3年7月28日に提供された食事
4	8月24日	飲食店営業 ※8	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (ウエルシュ菌)	令和3年8月15日に提供された弁当
5	9月7日	飲食店営業 ※8	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	令和3年8月26日に調理し、提供された寿司ランチコース (鮮魚介類を含む)
6	9月9日	飲食店営業 ※8	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (黄色ブドウ球菌)	令和3年8月28日に調理し、提供された食事
7	11月10日	飲食店営業 ※8	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	令和3年10月29日に調理し、提供された刺身
8	1月31日	飲食店営業 ※8	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	令和4年1月19日に調理し、提供したさしみ定食

※8令和元年政令第123号附則第2条の規定による従前の例による営業の許可業種です。この許可業種は、平成30年法律第46号第2条の規定により改正前食品衛生法による違反条項を適用しています。

(2)不利益処分は行わなかったものの違反食品等として調査した件数

区 分		件 数
国、自治体等からの調査依頼		30
区 内	収去・監視等により調査、指導	14
	苦情が発端で調査、指導	10
	営業者からの報告に基づき調査、指導	29
計		83

6 食品等の自主回収

令和3年6月1日から食品衛生法第58条及び食品表示法第10条の2に基づく「食品等の自主回収(リコール)報告制度」が施行されました。この制度は、食品等事業者が食品衛生法または食品表示法よる違反(または違反のおそれ)があり、健康被害に結び付く懸念がある食品等を回収する場合に管轄自治体へ報告し、この情報を厚生労働省がシステムで一元的に管理され公表する制度です。

食品等の自主回収(リコール)に関する情報は、厚生労働省の食品衛生申請等システムで確認できます。

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/link.do>

本制度の施行に伴い、平成16年より施行されていた東京都食品安全条例に基づく「自主回収報告制度」は令和3年5月31日で廃止されました。

(1)食品衛生法第58条に規定する自主回収(リコール)報告

No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	7月9日	食品販売業	もち菓子	カビの発生
2	9月14日	食品販売業	ふりかけ	指定外添加物(ヨウ素)の混入
3	9月29日	食品販売業	あんこバター	微生物の発生
4	11月17日	食品販売業	ラクトアイス	包装不良により成分規格を満たさないおそれ
5	12月15日	食品輸入販売業	キムチ	異物(ビニール片)の混入
6	12月16日	食品販売業	アイスクリーム	残留農薬の一律基準超過のおそれ

(2) 食品表示法第10条の2に規定する自主回収(リコール)報告

No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	8月18日	食品輸入販売業	麻加工食品	食品表示の欠落
2	11月15日	食品販売業	冷凍そうざい	食品表示の誤貼付
3	11月25日	食品販売業	粉末スープ	アレルギー表示(えび)の欠落
4	12月3日	食品販売業	卵焼き	アレルギー表示(小麦・そば)の欠落
5	12月6日	食品販売業	キンパ	アレルギー表示(乳)の欠落
6	1月27日	食品販売業	おこわ	アレルギー表示(小麦)の欠落

(3) 東京都食品安全条例に規定する自主回収報告制度に基づく報告

No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	4月9日	食品販売業	魚介乾製品	賞味期限の印字漏れ
2	4月28日	食品販売業	洋生菓子	アレルギー表示(乳成分)の欠落
3	5月18日	食品販売業	米菓	アレルギー表示(えび)の欠落

(4) 法令の対象とならない食品等の回収報告

年 度	件 数
令和3年度	5
令和2年度	19
令和元年度	10
平成30年度	12
平成29年度	9

7 食品等に関する苦情・相談

食品や食品取扱施設に関する苦情を受け付け、原因の調査究明を行ったほか、営業許可や食品の表示方法等に関する相談を受付けました。

また、営業許可に関する公的機関等からの各種照会に対する回答や港区情報公開条例に基づく情報公開を行いました。

(1)食品等に関する苦情

	総数	食品に異物混入	食品の腐敗・変敗 異味・異臭 カビ・変質	食品の安全性・表示	食品の取扱不良	施設の衛生	有症苦情	路上営業者	その他
令和3年度	164	32	8	6	20	14	65	-	19
令和2年度	176	29	10	3	18	14	63	4	35
令和元年度	271	48	9	11	27	31	89	7	49
平成30年度	229	39	14	2	33	29	82	2	28
平成29年度	249	52	12	3	28	26	93	10	25

(2)食品事業者等からの受付・相談

総数	許認可等の受付・相談	表示の相談	その他の相談
37,237	27,910	1,612	7,715

(3)営業許可に関する照会

照会件数	対象施設数
341	583

(4)情報公開請求実施状況

請求件数	対象施設数
70	497,830

8 食品衛生普及啓発事業

区民、食品取扱事業者を対象に講習会等を実施し食品衛生の普及啓発を図るとともに、質疑応答の場を設けて食品衛生に関する意見交換を行いました。

また、広報みなと、港区ホームページ等を通じて食品衛生情報を提供しました。

(1)食品衛生普及啓発・意見交換

開催数	参加人数	形 式		対 象			
		講習会	その他	一般 住民	食品 関係者	地域 団体	その他
10	518	10	-	-	454	-	64

(2)講習会以外の普及啓発・意見交換

時期	事業名	主な内容
6月	令和2年度(2020年度)港区食品衛生監視指導の実施結果の公表	令和2年度(2020年度)港区食品衛生監視指導の実施結果を公表しました。
6月	夏場の食品衛生	夏場の食中毒とその対策について、広報みなとに記事を掲載しました。
8月	港区食品衛生月間	区内掲示板のポスター掲示・電光掲示板・食品衛生パネル展示等による食中毒予防の普及啓発を行いました。
12月	冬場の食品衛生	ノロウイルスの食中毒予防方法について、広報みなとに記事を掲載しました。
12-1月	第23回港区食品衛生消費者懇談会(web開催)	保健所、みなと食品衛生協会、食品衛生推進員が協働で作成した「アニサキス食中毒予防について」及び「食品への異物混入事例集」の動画を公開し、区民等の食品衛生の向上を図りました。
1-2月	令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導計画(案)の公表と意見募集	令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導計画(案)を公表し、意見を募集しました。
3月	令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導計画の公表	令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導計画を公表しました。
通年	食品衛生推進員活動	みなと保健所が主催する各種食品衛生事業に協力していただきました。また、7月、2月には食品衛生推進員会議(書面開催)で行政との意見交換を行いました。
随時	食品衛生法違反者等の公表	不利益処分を実施した場合にその内容について港区ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板で公表しました。

9 調理師・製菓衛生師免許

年1回実施される、東京都の調理師免許試験及び製菓衛生師試験の願書をみなと保健所、各総合支所の窓口で配布しました。また、調理師、製菓衛生師免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等の経由事務を東京都との間で行いました。

調理師・製菓衛生師免許経由事務数

区 分	総 数
調理師	64
製菓衛生師	4

別表1 改正後食品衛生法第55条に規定する営業(詳細)

	施設数	許可件数		廃業数	監視指導 件数
		新規	更新		
令和3年度総数	2,767	2,845	-	78	5,687
飲食店営業	2,311	2,383	-	72	4,663
調理機能を有する自動販売機	3	3	-	-	4
食肉販売業	49	49	-	-	110
魚介類販売業	21	22	-	1	50
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	4	4	-	-	9
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	164	165	-	1	335
アイスクリーム類製造業	5	5	-	-	9
乳製品製造業	1	1	-	-	1
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	2	2	-	-	5
水産製品製造業	4	4	-	-	5
冰雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	1	-	-	2
みそ又はしょうゆ製造業	2	2	-	-	2
酒類製造業	2	3	-	1	5
豆腐製造業	2	2	-	-	2
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	3	3	-	-	5
そうざい製造業	182	185	-	3	466
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	8	8	-	-	11
密封包装食品製造業	1	1	-	-	1
食品の小分け業	2	2	-	-	2
添加物製造業	-	-	-	-	-

別表2 改正前食品衛生法第52条に規定する営業(詳細)

	施設数	許可件数		廃業数	監視指導 件数
		新規	更新		
令和3年度総数	17,068	598	290	6,345	3,670
飲食店営業	13,459	405	236	2,598	3,116
喫茶店営業	1,130	22	14	804	50
菓子製造業	1,168	65	13	195	172
あん類製造業	1	-	-	1	-
アイスクリーム類製造業	112	2	3	27	15
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	11	-	-	1	1
集乳業	-	-	-	-	-
乳類販売業	-	10	9	1,371	36
食肉処理業	18	-	1	3	7
食肉販売業	354	30	5	606	61
食肉製品製造業	6	-	-	2	2
魚介類販売業	152	14	4	568	48
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
魚肉練り製品製造業	-	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	15	-	2	2	3
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	3	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-
冰雪製造業	1	-	1	85	-
冰雪販売業	-	-	-	7	3
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
みそ製造業	1	-	-	-	-
しょうゆ油製造業	1	-	-	-	-
ソース類製造業	8	-	-	-	-
酒類製造業	5	1	-	-	1
豆腐製造業	6	-	-	2	-
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	27	3	-	1	3
そうざい製造業	582	46	2	72	152
かん詰又はびん詰食品製造業	4	-	-	-	-
添加物製造業	4	-	-	-	-

別表3 改正食品衛生法第57条の規定による届出等(詳細)

	施設数	届出件数	廃業数	監視指導 件数
令和3年度総数	3,999	4,140	141	653
魚介類販売業(包装)	28	33	5	7
食肉販売業(包装)	31	36	5	10
乳類販売業	365	391	26	1
冰雪販売業	1	1	-	-
コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	608	625	17	-
弁当販売業	188	205	17	58
野菜果物販売業	46	47	1	15
米穀類販売業	11	12	1	-
通信販売・訪問販売による販売業	15	15	-	1
コンビニエンスストア	395	409	14	231
百貨店、総合スーパー	70	76	6	24
自動販売機による営業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及 び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	309	315	6	-
その他食料・飲料販売業	1,683	1,718	35	288
添加物製造・加工業 (法第13条1項の規定により規格が定められ た添加物の製造を除く。)	-	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-
コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	25	25	-	3
農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-
調味料製造・加工業	25	25	-	11
糖類製造・加工業	-	-	-	-
精穀・製粉業	4	4	-	1
製茶業	7	7	-	-
海藻製造・加工業	-	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	15	20	5	3
行商	47	47	-	-
集団給食施設	120	122	2	-
器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装 の製造、加工に限る。)	-	-	-	-
露店、仮設店舗等における飲食の提供のう ち、営業とみなされないもの	-	1	1	-
その他	6	6	-	-

発行番号2022058-4211

**令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導
の実施結果**

令和4年(2022年)6月発行

【編集・発行】港区みなと保健所生活衛生課
〒108-8315 港区三田1-4-10
電話 03-6400-0047